

「ユネスコ・デザイン都市旭川」ロゴマーク使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「ユネスコ・デザイン都市旭川」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、「ユネスコ・デザイン都市旭川」の取組の周知に寄与することを目的に使用する。

2 ロゴマークのデザイン及び使用方法等は「ユネスコ・デザイン都市旭川」ロゴマーク使用マニュアルのとおりとする。

(使用対象及び用途)

第3条 ロゴマークは、次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する場合を除き、「ユネスコ・デザイン都市旭川」の取組の趣旨に賛同するすべての企業・団体・個人が公益活動（ユネスコ・デザイン都市旭川の周知につながる事業で収益を伴わないものをいう。）・収益活動（ユネスコ・デザイン都市旭川の周知につながる事業で収益を伴うもの（企業活動を含む。）をいう。）の別なく使用できるものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教に関する活動に使用されると認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために使用されるおそれのある場合
- (4) 特定の企業や団体、個人や商品等の信用を高めるものと認められる場合
- (5) ロゴマークを使用しようとする者（以下、使用者）が、旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
- (6) その他、「ユネスコ・デザイン都市旭川」の取組を妨げるおそれがあると認められる場合など、市長が不相当と認める場合

(使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、事前に「ユネスコ・デザイン都市旭川」ロゴマーク使用申請（承認）書（様式第1号）（以下「申請（承認）書」という。）及び、ロゴマークの使用内容が明示された資料を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 旭川市又はあさひかわ創造都市推進協議会が使用する場合

- (2) 旭川市又はあさひかわ創造都市推進協議会が共催又は参加する行事や後援、協力等を行う事業・行事等において製作する資料や物品に、旭川市又はあさひかわ創造都市推進協議会が共催等を行うことを表示する場合
 - (3) 報道関係機関が報道の目的で使用する場合
 - (4) 市長が特に申請を要しないと認めた場合
- 2 市は、申請（承認）書を提出せずにロゴマークを使用している者に対して、前項ただし書きに該当しない場合は、申請（承認）書を提出するよう指示するものとする。

（使用承認）

第5条 市長は、前条の申請書に基づきロゴマークの使用を承認するときは、申請書を提出した者に対し、申請（承認）書を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付することができる。

（使用期間）

第6条 ロゴマークの使用期間は、最長で申請日を含む3回目の3月末日までとし、申請（承認）書に記載する期間満了後引き続き使用する場合は、再度申請書を提出するものとする。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際しては、本要綱及び「ユネスコ・デザイン都市旭川」ロゴマーク使用マニュアルに従うこと
- (2) ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用すること
- (3) 各種法令を遵守すること
- (4) 当該使用承認を受けた物品については、使用にあたり事故等が発生しないように、安全性、品質についても十分な配慮をすること

（承認事項の変更）

第11条 承認を受けた者が、承認事項を変更し、又はその他申請書に記載した事項に異動を生じた場合は、「ユネスコ・デザイン都市旭川」ロゴマーク使用変更申請（承認）書（様式第2号）（以下「変更申請（承認）書」という。）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を変更申請（承認）書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第12条 市長は、ロゴマークの使用が承認内容に違反していると認められる場合、使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、当該承認に係る物品の使用停止及び回収・撤去等を命じることができる。

3 第1項の規定による使用承認の取消しに伴う物品の回収費等は、使用承認を取り消された者の負担とする。

4 第1項の承認取消しについては、申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(損害賠償)

第13条 使用承認を受けた者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害を与えた場合においても、市は損害賠償等法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第14条 本要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取り扱いについて判断しがたい事案が生じた場合は、市の指示に従う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、施行日までに申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月26日一部改正)

この要綱は、令和4年4月26日から施行する。